

ふれあいのまちづくり助成の見直しについて

市民参画推進局

1. ふれあいのまちづくり助成の見直しについて

(1) ふれあいのまちづくり協議会の事務負担の軽減

①申請時

ア) 活動メニューの集約・簡素化

対象事業を集約し単価の統一化を図ることにより書類の記載事項を削減

⇒活動メニューが 17 事業から 8 事業に

イ) 申請書の添付資料の簡略化

⇒活動メニュー毎の計画書の廃止による書類を削減

前年度の活動実績内容と同一の場合は申請書 1 枚のみに申請可能

②実績報告時

ア) 実績報告書の記載項目の簡素化

活動メニュー毎の経費仕分けを不要とし、全体の事業費の記載のみで報告可能とすることにより、事務作業の手間を削減

※補助金の交付要件を「活動に要する実費補助」から「活動回数等に
応じた単価補助」に変更

⇒経費の仕分けが現行最大 17 項目から 1 項目に(提案型メニューを除く)

イ) 実績報告書の添付資料の廃止

経費の確認は領収書の原本提示で対応

⇒領収書のコピーの手間を削減

(2) 他の補助金の統合化(協議会の選択により、一括申請が可能)

現行の防災福祉コミュニティ助成、エコタウン助成に加えて、既存の地域活動支援に関する補助金(平成 30 年度は市民花壇制度、市民公園制度や美緑花ボランティア)を順次、統合しメニュー化

(3) 他の補助金との補助対象経費の統一化

統合しメニュー化を図る補助金(防災福祉コミュニティ運営活動費、エコタウン活動費など)と補助対象経費の基準を統一

例) 飲料水 ふれまち助成: 金額設定なし、エコタウン: 一人 150 円

⇒ふれあいのまちづくり助成にあわせた基準設定に統一

2. ふれあいのまちづくり協議会向けの会計事務のサポート

会計事務に不安を持っているふれあいのまちづくり協議会に対して、会計事務の支援を実施

支援案 1) 会計事務に課題を抱えており、改善のために助言が欲しい場合

⇒会計実務経験があるアドバイザーを派遣

支援案 2) 決算時の会計書類の作成など会計処理に人的な支援が必要な場合

⇒一時的にスタッフ(シルバー人材センター)を派遣